

## 四街道市特定乳児等通園支援事業の利用者負担に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、乳児等のための支援給付に係る乳児等支援給付認定子どもの特定乳児等通園支援事業の利用に関し、乳児等支援給付認定保護者が負担する費用等について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）において使用する用語の例による。

### (利用料)

第3条 乳児等支援給付認定保護者が負担する利用料は、内閣総理大臣が定める額を基準として特定乳児等通園支援事業者が定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市立保育所（四街道市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成2年条例第3号）第3条に規定する保育所をいう。以下同じ。）を利用した乳児等支援給付認定保護者が負担する利用料は、規則で定める額とする。

### (利用料の徴収)

第4条 市長は、市立保育所を利用した乳児等支援給付認定保護者から前条第2項に定める利用料を徴収するものとする。

### (利用料の負担軽減)

第5条 市長は、特別な理由があると認めるときは、第3条に定める利用料の負担を軽減することができる。

### (委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。